

豊中市若者自立支援計画

令和元年度（2019年度）事業報告書

令和2年（2020年）10月

豊中市

はじめに

本市では、平成30年(2018年)3月に、子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた取組みをすすめるために「豊中市若者自立支援計画」を策定しました。

本計画は、「子ども・若者が自らの心・身体を守ることができる力の育成」、「子ども・若者の生涯を見通した重層的な支援ネットワークの構築」、「子ども・若者を地域で支える仕組み・居場所づくりと社会参加の推進」、「支援の拠点整備と多様な担い手の育成及び担い手の活躍の場づくり」、「非行や薬物乱用等の防止と自立・立ち直りの支援」を施策の柱に掲げ、子ども・若者支援の充実に取り組むものです。

本計画では、進捗状況を定期的に把握し、成果と課題を検証しながら、社会情勢の変化に対応した実効性のある計画の推進をはかることとしており、年度毎に実施状況を確認し、その結果を踏まえ、計画推進における事業の見直しを実施するために本報告書を作成しました。

市民や関係者のみなさまには、本市の子ども・若者支援の推進のために本報告書をご覧ください、ご活用いただきますようお願いいたします。

令和2年(2020年)10月

— 目 次 —

I. 若者自立支援計画について	
1. 計画の位置づけ	・・・ 1
2. 基本理念	・・・ 1
3. 施策の方向性	・・・ 2
II. 事業の実施状況について	
施策の柱①	・・・ 3
施策の柱②	・・・ 7
施策の柱③	・・・ 12
施策の柱④	・・・ 17
施策の柱⑤	・・・ 20
III. 評価指標の実績について	・・・ 22
IV. 令和元年度の総括について	・・・ 23

I. 若者自立支援計画について

1. 計画の位置づけ

この計画は、「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に基づく市町村子ども・若者計画であり、国の「子供・若者育成支援推進大綱」及び「大阪府子ども総合計画」を勘案して策定しています。

子どもの健やかな育成については「豊中市子育て・子育て支援行動計画 子どもすこやか育みプラン・とよなか」及び「豊中市教育振興計画」と連携を図り推進することとし、本計画では、主に10歳代の青少年から30歳代の社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者への支援を中心としながら、学校から社会に移行する期間を支える仕組みや困難な状況に直面する前の予防的な観点の対応等についても定めるものです。

2. 基本理念

本計画では、これまでの青少年行政の取組みを基礎としながら、主に10歳代の青少年から30歳代の社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者への支援を中心に取り組むことから、「青少年健全育成都市宣言」を基本理念とします。

青少年健全育成都市宣言

青少年がすこやかにたくましく成長することは、市民すべての願いです。

私たちは、次代を担う青少年一人ひとりが真理と平和を求め、互いの人格を尊重し、自己の役割と責任を自覚し、希望に満ちた明るい未来を築く人間に育つことを期待します。

そのためにすべての市民は、多くの困難にうちかち正しく強く生きぬく力を持った青少年を育てなければなりません。

ここに豊中市は、意義ある国際青年年にあたり、青少年が未来に向かって限りなく伸びていくことを希求して「青少年健全育成都市」を宣言します。

昭和60年（1985年）10月9日 豊中市

3. 施策の方向性

基本方針

- ① 予防的及び成長・発達を提供する観点から、小学生から系統的に、生活・社会・職業的自立を視野に入れた取組みを行います。
- ② 学生から社会人への移行期を支援する取組みを行います。
- ③ 自立の途中でつまずいても、再度の進路選択や再チャレンジを支援します。
- ④ 虐待、DV、非行や犯罪など、既に支援体制が機能している機関等との連携を密にし、生活・社会・職業的自立を支援します。

施策の柱と主な取組み

施策の柱① 子ども・若者が自らの心・身体を守ることができる力の育成

- ・家庭教育の支援推進
- ・子ども・若者の健やかな成長、自立に向けた教育機会の充実

施策の柱② 子ども・若者の生涯を見通した重層的な支援ネットワークの構築

- ・若者支援相談窓口を支援プログラム策定からモニタリングまで行う総合相談窓口へと機能拡充
- ・協議会の指定支援機関と調整機関の連携強化による支援全体のコーディネート機能の充実
- ・他の支援機関やネットワークとの連携強化

施策の柱③ 子ども・若者を地域で支える仕組み・居場所づくりと社会参加の推進

- ・学習支援や居場所づくりの推進
- ・就労支援の推進
- ・地域との連携強化

施策の柱④ 支援の拠点整備と多様な担い手の育成および担い手の活躍の場づくり

- ・若者支援全体を主導する指定支援機関を設置
- ・支援人材の育成と、活躍できる仕組みづくり

施策の柱⑤ 非行や薬物乱用等の防止と自立・立ち直りの支援

- ・性や喫煙、薬物、虐待等の犯罪被害を未然に防止するための教育機会の充実
- ・他の支援機関やネットワークとの連携強化

Ⅱ. 事業の実施状況について

令和元年度（2019年度）における特徴的な取組みを以下にまとめました。

施策の柱① 子ども・若者が自らの心・身体を守ることができる力の育成

<めざすべき姿>

子ども・若者の健やかな成長と自立に向けて必要な力を習得することができる環境が整備されている。

<取組みのポイント>

- ・ 基本的な生活習慣の習得及び習得を支援する環境の整備
- ・ 自己肯定感や規範意識の育成に向けた取組み
- ・ 子ども・若者が健康についての知識、問題に直面したときに SOS を出せる力の獲得及びそれを支援する環境づくり

令和元年度（2019年度）の主な取組み

本施策については既に「こどもすこやか育みプラン・とよなか」及び「豊中市教育振興計画」において既に実施されており、既存事業と連携しながら取り組むこととしております。

<豊中市子育て・子育て支援行動計画 こどもすこやか育みプラン・とよなか>

社会での多様な人との関わりや様々な体験を通して、基本的な生活習慣、自分を大切にす
る気持ちや他者への思いやり、個性や創造力、そして自ら考え、主体的に判断して行動する
力などを養いながら、人とつながり、未来を切り拓く力を身につけることができるよう取り
組んでいます。

<豊中市教育振興計画>

次代を担う子どもたちが、互いの人権を尊重し、ともに助け合いながら、平和な未来と自
らの将来を切り拓いていくことでできる力を身につけることができるよう取り組んでいま
す。

○家庭教育支援の推進

家庭教育支援事業【学び育ち支援課】

家庭教育支援事業では、親を学ぶ「明日の親のための講座」を高校や小・中学校で実施し、令和元年度（2019年度）は、全33回、計1,301人が参加しました。「高校生と乳幼児・保護者との交流会」を千里青雲高校で実施し、ふれあい遊びなどを通じて、相互的な学びや気付きのある交流を行いました。

また、中学校区単位で活動する地域教育協議会（すこやかネット）との連携により、主に保護者を対象に、家庭教育や子育てに関する講演会・学習会を実施しました。令和元年度（2019年度）は、11中学校区で開催し、計1,307人が参加しました。

トキドキすてっぷ②パパのためのスマホ・ケータイ写真ミニレッスン【人権政策課】

父親が子ども連れで参加し、積極的な子育て参加を促すため、スマホや携帯で子どもを撮影する際のコツを講師から学びました。4組の参加がありました。

また、実際に撮影した画像で気に入ったものを参加者で見せ合うことで、父親同士の交流を図ることもできました。



講座の様子

おとうさんの広場「土曜の朝はパパタイム」【人権政策課】

父親が子どもと出かけたり、子どもと関わりを持ったりする機会をつくり、育児参画のきっかけをつくることを目的として、工作イベントや絵本の読み聞かせレクチャーを行いました。4回の講座を実施し、計15組の参加がありました。

父子間のコミュニケーションを図り、講座終了後に父親自ら絵本を借りて帰る姿も見られました。



工作イベントの様子



読み聞かせレクチャーの様子

○子ども・若者の健やかな成長や自立に向けた教育機会の充実

豊中市メンタルヘルス計画【保健予防課】

子どもや若者のメンタルヘルスは、生涯を通じたこころの健康の基礎づくりとして重要な課題の一つです。不登校からのひきこもり、うつ病や摂食障害、薬物依存や自傷行為など、思春期・青年期のこころの問題の背景には自尊心や自己効力感の低さなどが認められます。子育てや子ども・若者を支援する機関、学校関係者等との協働や連携とともに、社会全体で子どもたちのこころの育ちを保障する仕組みづくりに取り組んでいます。

その取組みの一つとして、子どもたち自身が、こころの健康やストレス対処法、思春期に発症しやすい病気や相談窓口について知っておくことでこころが楽になったり、精神疾患の早期発見につながるよう、中学生に向けた思春期メンタルヘルスガイドブックを作成しました。



[令和元年度実績]

取組み	講座名	回数	参加人数
中学生を対象とした自己肯定感の醸成・援助希求行動の促進教育	いのちの授業	1回	323人
子ども・若者のメンタルヘルスに関する知識の普及啓発	思春期メンタルヘルス講演会「おとながかわればこどもも変わる」	1回	91人
	学校メンタルヘルス・リテラシー向上講演会「こどもの心の危機を知る」	1回	115人

学校における消費者教育【くらし支援課】

学校における消費者教育の推進及び消費者被害を未然に防ぐことを目的に小・中学校へ出向き消費者問題等について学習する講座を行っています。令和元年度（2019年度）の実施回数は71回、参加者数は2,790人で、ネットとスマホの使い方や若者の消費者トラブルなどについて学習する機会となりました。また、そのうち令和4年（2022年）の成年年齢引き下げに伴い、高校生346人（2講座）が受講しています。

○子ども・若者の社会参加に向けた取組みの推進

子どもの社会参加の促進【こども政策課】

「こどもすこやか育みプラン・とよなか」の重点施策の一つである「子どもの社会参加の促進」の進捗状況の点検等を毎年度行っています。令和元年度（2019年度）は、子どもに対する情報発信や意見表明、地域における社会体験等、子どもの社会参加に関わる事業数が前年度(38事業)より増加し40事業になりました。

自主防災体制推進事業【危機管理課】

次世代を担う若者への防災教育として、大阪府立桜塚高校の1年生の「総合的な探求の時間」を活用し、南海トラフ地震を想定した津波被害の映像を上映し、津波や高潮の仕組みを解説、また、本市にも大きな被害をもたらした平成30年台風第21号の状況などについての講演を内容とした学生向け防災市民講座を実施しました。通学時等に被害に遭う可能性もあることから、河川の氾濫や津波に関する防災啓発や防災教育を進めました。



講座の様子



講座の様子

学生・若者の市民公益活動への参加促進【コミュニティ政策課】

高校生や大学生などの学生・若者が、市民公益活動により一層参加しやすくなるように、市民活動情報サロンを日頃の活動の成果発表や意見交換の場として活用できるようにしました。また、市内の高校と連携し、学生へボランティア情報の提供を行いました。今後も、若い世代により開かれた市民活動情報サロンをめざします。



高校生の活動成果発表の様子

施策の柱② 子ども・若者の生涯を見通した重層的な支援ネットワークの構築

<めざすべき姿>

社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者が個々の状況に応じた適切な支援を受けることができる。

<取組みのポイント>

- ・多機関・多職種による包括的な支援体制の充実
- ・協議会の指定支援機関(*1)と調整機関(*2)の連携による相談・支援体制の充実
- ・制度の切れ目等で相談者への支援が途切れないようにするため他の支援機関やネットワークとの連携強化
- ・相談窓口の周知

令和元年度（2019年度）の主な取組み

○相談窓口機能の拡充（総合相談窓口化、コーディネート機能の充実）

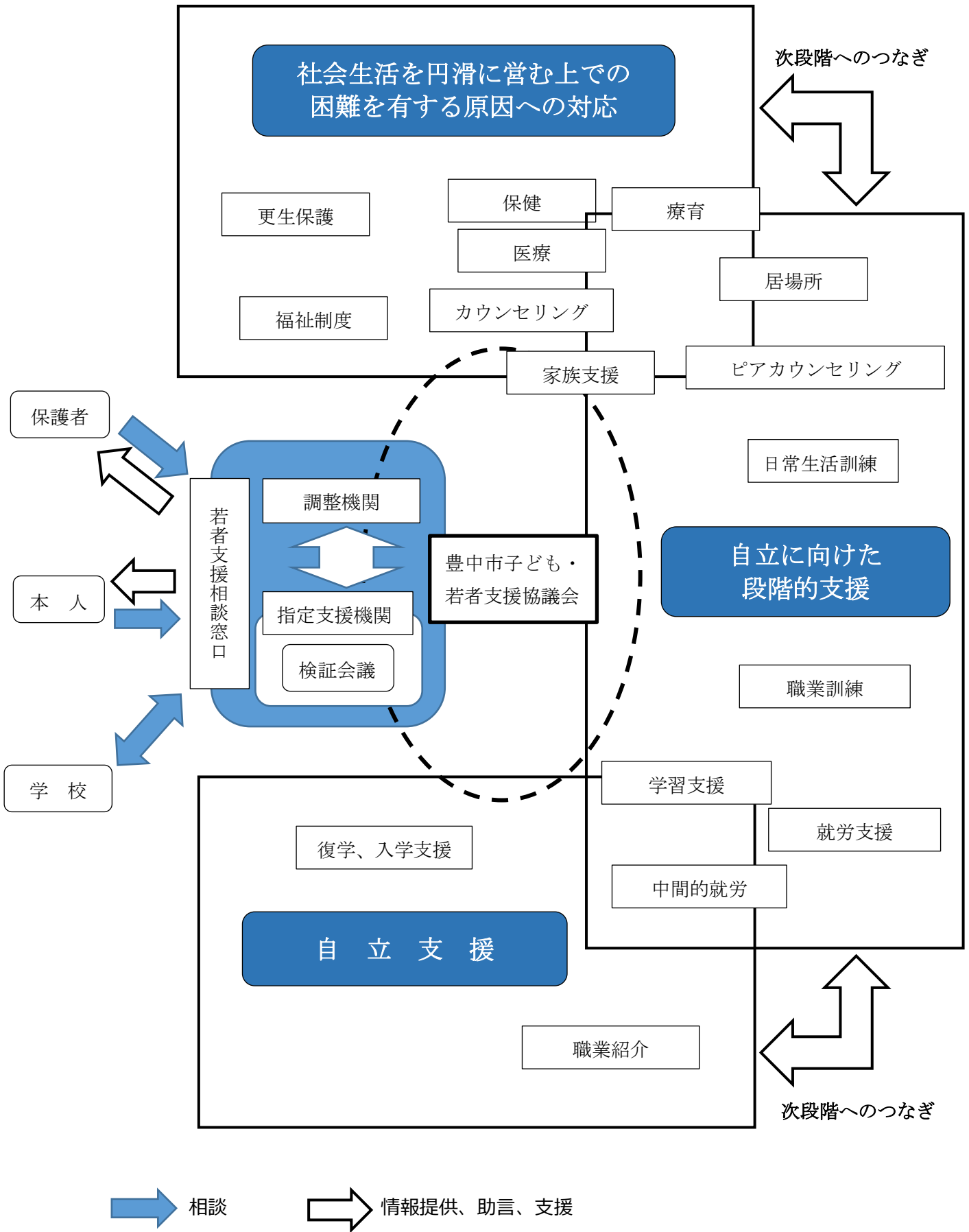
子ども・若者支援協議会【くらし支援課】

若者支援総合相談窓口【社会教育課・くらし支援課】

- ・相談支援体制の充実を図るため、豊中市子ども・若者支援協議会の構成機関であり主に若者の就労支援を実施している「とよの地域若者サポートステーション（受託団体；一般社団法人キャリアブリッジ）」を協議会の指定支援機関に指定しました。また、複数の機関が連携して支援にあたる場合には、協議会の調整機関であるくらし支援課が機関相互の連絡調整を行いました。
- ・ひきこもり状態の若者に対する訪問支援や居場所事業を試行的に開始するとともに、複合的な課題を有する相談者に対しては、関係支援機関との連携や、回復状況に応じて段階的に支援方針を見直すなど、支援全般のコーディネート機能を追加しました。
- ・コロナ禍の影響により、対面での支援が制限されたことから、これまでの支援方法（面談や電話）に加えて、オンラインでの支援方法を検討しています。

*1 **指定支援機関**とは、子ども・若者育成支援推進法第22条に基づく若者支援協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす機関。

*2 **調整機関**とは、子ども・若者育成支援推進法第21条に基づく若者支援協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行う機関。



[若者支援総合相談窓口における新規相談件数]

	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和 1
相談件数	55件	53件	52件	83件	105件	122件

(内訳)

○登録時の年代

年代	人数
10代後半	43
20代前半	40
20代後半	21
30代前半	8
30代後半	9
不明	1
合計	122

○性別

性別	人数
男性	88
女性	34
不明	0
合計	122

○相談内容

項目	人数
ひきこもり	29
就労	34
転職	1
就労継続	1
復職相談	0
アルバイト	2
進路	32
不登校	14
学校定着	2
復学	0
家族問題	14
経済問題	4
対人関係	5
非行	3
障害	5
メンタル	11
合計	157

[延べ相談件数] 698件

★青年の家の3階にお越しください★

若者支援総合相談窓口

若者やその家族からの相談に応じ、支援機関の紹介や必要な情報の提供などを行います。

- ・面談：火～土曜日(祝日を除く)11時30分～18時 ※要予約
- ・電話：火～土曜日(祝日を除く)11時45分～18時

<相談専用ダイヤル>06-6866-3032
<予約メールアドレス>info@career-bridge.net
※予約専用、メールでの相談は行っておりません。

【対象】
・おおむね15歳～39歳の若者とその家族、支援者

【ご相談の事例】

<学校・学び>

- ・子どもが不登校…どこに相談すればいい?
- ・中退してしまっただが、再入学はなあした。

<くしごと・自立>

- ・働きたいけど経験がなくて不安…
- ・人間関係が苦手な、仕事が長続きしない。
- ・親から離れて自立したいがどうすればいい?

<健康・生活>

- ・生活リズムがコントロールできず困っている。
- ・子どものひきこもりについて悩んでいる。

※事例以外のご相談も、まずはお気軽にお問合せください。

併設 厚生労働省委託事業

とよの地域若者サポートステーション

- ・開所日時：火～土曜日(祝日を除く)10時～18時30分
- ・TEL:06-6151-3017 メール info-yss@career-bridge.net

★自分に合う“仕事”“進路”を見つけたい!を支援します。

【若者サポートステーションとは】
「若者サポートステーション(サポステ)」とは、働くことや自立について悩みを抱える若者(15～39歳)やご家族を対象とした相談窓口です。(厚生労働省委託事業)

【サポートメニュー】

- ・キャリアコンサルタントによる就職・キャリア相談
- ・就職支援のための個別相談(求人選択・応募書類・面接対策等)
- ・就職面接セミナー(コミュニケーション・ビジネスマナー等)
- ・心理相談員による、仕事・就活の不安に関する面接相談 など。

○他支援機関・ネットワークとの連携強化

○教育委員会との連携強化

子ども・若者支援協議会／若者支援総合相談窓口【くらし支援課】

中学校卒業後や、児童福祉法の対象年齢である18歳に達した後も支援が必要な若者に対して切れ目の無い支援を実施するため、こども相談課及び教育委員会児童生徒課と定期的な連絡会議を開催しました。(令和元年度開催実績 2回)

こうした取組みにより、こども相談課、児童生徒課及び学校等の関係機関からの紹介による相談者が増加しました。

困難を有する若者の現状を理解するための講習会【くらし支援課】

豊中市子ども・若者支援協議会における取組みの充実を図るとともに、若者支援に従事する支援者の専門性を高めるため、元ひきこもり当事者による講演会「当事者が語るひきこもりの気持ち」を実施しました。

困難を有する若者の現状についての理解を深め、支援の在り方について考えました。豊中市子ども・若者支援協議会の委員、若者支援に携わる事業者やボランティア等55名が参加しました。



講習会の様子

ガールズ相談【人権政策課・(一財)とよなか男女共同参画推進財団(指定管理事業)】

10代から30代の女性が抱えているさまざまな悩みや気持ちを匿名で相談でき、女性相談員が課題解決に向け一緒に考えます。令和元年度は9件の相談がありました

相談サービス(おとなサポート事業)【人権政策課・(公財)とよなか国際交流協会】

外国人市民が主体的に地域社会に参加できる機会を作るため、多言語スタッフおよびカウンセラーを配置し、様々な事業とつながりながら、サポートをしています。令和元年度(2019年度)の対応言語は日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、フィリピン語、タイ語、スペイン語、インドネシア語、ベトナム語、ネパール語です。

○相談窓口の周知

若者支援総合相談窓口の周知【くらし支援課】

学校の卒業や年齢による制度の切れ目等により支援が途切れないよう、令和2年(2020年)2月に、卒業を控えた市内の中学3年生及びその保護者を対象に周知のためのチラシ及びカードを配付し、相談窓口の周知を行いました。



【参考】子ども・若者支援に関連する相談事業の紹介

こども専用フリーダイヤル【こども相談課】

平成27年度(2015年度)に設置したこども総合相談窓口では、平成28年度(2016年度)に、より子どもがより容易に相談できるようにこども専用フリーダイヤルを開設し、さらに平成29年度(2017年度)には365日24時間体制に拡大しました。休日や夜間も利用できるようになり、相談件数は大きく増加しています。令和元年度(2019年度)子どもからの相談件数は386件。

こども療育相談事業【こども相談課】

平成31年4月に新たに設置した児童発達支援センターにおいて、あゆみ学園及びしいの実学園で実施してきた相談支援事業、保育所等訪問支援事業、療育支援事業等を集約し、医療職・社会福祉職などの多職種の専門職により、発達に関する助言などを行う基本相談、通所支援や福祉サービスの利用調整を行う計画相談、子どもの所属する施設を訪問し、集団での支援について助言を行う訪問相談等、発達支援全般の相談対応を行っています。令和元年度の利用件数は1695件。

施策の柱③ 子ども・若者を地域で支える仕組み・居場所づくりと社会参加の推進

<めざすべき姿>

地域の中に、困難を有する子ども・若者が安心して過ごすことができ、将来の夢を描くことができる取組みがある。

<取組みのポイント>

- ・ 再度の進路選択や、基礎学力の習得ができる機会の提供
- ・ 若年無業者、非正規雇用の若者、ひきこもり状態の若者については、生活習慣の改善、地域活動等への社会参加、コミュニケーション能力の育成、集団生活訓練、就労支援、職業紹介等個々の状況に応じた段階的な支援による再チャレンジ機会の創出
- ・ 地域の中での支援のつなぎ手を育成します。

令和元年度（2019年度）の主な取組み

○若者を対象とした学習支援や居場所づくりの推進（主に実施内容を記載）

学習支援事業【くらし支援課（受託団体；（公財）とよなか国際交流協会、 （特非）とよなか ESD ネットワーク】

貧困の世代連鎖を防止するため、家庭環境等の課題により、将来の生き方に不安を感じている生活困窮世帯等の子ども・若者を対象に、多様な学びの場や体験の機会を提供し、働き方や将来の姿を具体的にイメージし、その実現に向かって歩むことができる力を習得できるよう支援します。同世代だけではなく、異世代間の関係を築き、安心して通える居場所を提供するため、お菓子作りやボードゲーム、映画鑑賞などの多様な機会を提供しました。また、本人が興味関心のあることや得意なことを通じて、他者から認められ、自信をつけることができました。

令和元年度（2019年度）は市内3カ所で、学習支援を176回、生活支援・体験（居場所）を185回開催し、延べ2,156人（実人数63人）が参加しました。



お菓子作りの様子



将棋大会の様子

ひとり親家庭学習支援教室【子育て給付課】

ひとり親家庭の中学生、高校生（豊中市在住）を対象に、勉強のサポートだけにとどまらず、講師と一緒に将来について考える時間を持ったり、悩みを打ち明ける場を設けたりしました。また、みんなでレクリエーションを行うなど、アットホームな居心地の良い学習の場を提供しています。令和元年度（2019年度）は母子父子福祉センターで、54回開催し、延べ841人が参加しました。

また、月に1回学習支援教室に参加している生徒を対象に、こども食堂を実施して、昼食を提供しています。

寄り添い型学習支援事業【児童生徒課（少年文化館）】

子どもの将来が生まれ育った環境によって閉ざされ、貧困が世代を超えて連鎖することを防ぐため、進学面に困難を抱える市内在住の生活困窮者家庭を中心にした中学校3年生を対象に、安心して学習ができる場を提供し、学習支援員（社会人・大学生）が個別対応で学校の宿題や課題、定期テストに向けての勉強を支援しました。

各校試験対策や入試対策だけではなく、あきらめず目標をもって学習し続ける力を培いました。市内6校から25人の参加登録があり、「塾や家庭教師などが利用できない中学生」の一部ではありますが、ほぼ年間を通して、各中学校との連携を図りながら、彼らに寄り添い、支援をすることができ、自学自習の力を育むとともに登録者全員が進路を決めていくことができました。

「子どもの居場所づくり」事業【児童生徒課（少年文化館）】

児童生徒の自発活動を奨励し、個性の伸長をはかるとともに自主的で創造性に充ちた情操豊かな児童生徒の育成のため、日曜日や長期休業中に実施する様々な体験活動をおして子どもたちの居場所づくりを行っています。提案公募型委託制度を活用して、市民公益活動の経験や専門性等をもつ団体と協働で実施することで、より効果的にサービスを提供しています。年間を通じた文化クラブのほか長期休業中のカルチャー教室など、延べ参加人数は4,125人で、「子ども文化」をキーワードに未来に生きる子どもたちを健やかに心豊かに育てていく場を創出・提供することができました。

発達障害者支援事業【障害福祉課】

日常生活に発達障害を起因とする困りごとがある概ね 18 歳以上の方やその家族に対し、専門職が個別に相談に応じ、課題解決に必要な支援を行っています。(相談窓口名称『ら・ぶらす』)

令和元年度(2019年度)は、新たな取り組みとして、家族勉強会とひまわり市民講座を企画しました。大人の発達障害について理解の深い人が増えることで、互いに認めあい支えあう地域づくりを目指すものです。

対象をら・ぶらす利用者の家族に限定した家族勉強会は、1回目を12月に実施。8人の参加があり、内容は職員による講義形式と、参加者の意見交換形式を合わせて行いました。参加者からは、今後の継続開催や家族の交流の場を求める意見があり、2回目の開催を企画しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施することができませんでした。

広く市民に参加を募ったひまわり市民講座は、大人の発達障害について詳しい精神科医師の講演会を企画しました。19人の事前申込みがありましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止しました。

人間関係や仕事がしんどい女子のための気軽におしゃべりカフェタイム

【人権政策課・(一財)とよなか男女共同参画推進財団】

生きづらさや働きづらさを感じている若年女性同士が、ゆるやかなつながりをつくり、エンパワメントできるよう、定期的に集まれる場を設けました。令和元年度(2019年度)は8回実施し、延べ48人が参加しました。

子どもサポート事業【人権政策課・(公財)とよなか国際交流協会】

「子ども母語教室」では、外国にルーツを持つ子どもたちが、母語や母文化に触れ、母語でコミュニケーションできるように支援し、子ども同士の仲間づくりを通じた居場所づくりやエンパワメントを行っています。外国にルーツを持つ子どものための学習支援・居場所づくり「サンプレイス」でも、子どもたちが安心して集える場づくりを行っています。ここ数年は外国にルーツを持つ大学生・大学院生がボランティアとして



サンプレイスの様子

若者職業体験事業【くらし支援課】

これまで就業経験がない人、正社員として働いたことがない人、離職した人等で再チャレンジしたい人の就職支援策として、市役所での仕事を臨時職員として体験することで、職業観の育成を図りながら、キャリア形成を支援しました。令和元年度（2019年度）は7人を採用しました。

〇地域や支援団体との連携強化

多機関の協働による包括的支援体制構築事業【くらし支援課】

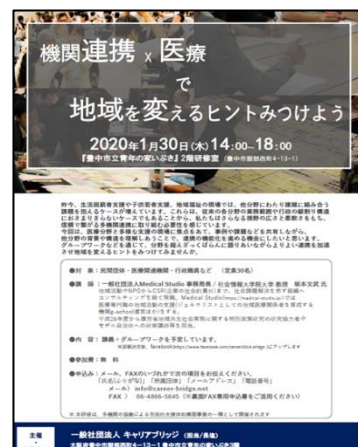
多様で複合的な課題を有している相談に対しては、多機関の協働による包括的な支援体制が必要であることから、国の「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」を活用し、庁内外の関係機関や雇用の受け皿となる企業との連携強化や支援の質の向上をはかるための研修会等を実施しました。

[令和元年度実績]

内 容	参加人数	参加機関数
多機関協働による支援会議のススメ	124人	45機関
多機関連携×医療で地域を変えるヒントを見つけよう	24人	8機関
助けてといえる地域をめざして	29人	14機関
多機関協働 SDG s セミナー (新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止)	-----	-----



多機関協働による支援会議のススメ
当日の様子



施策の柱④ 支援拠点の整備と多様な担い手の育成及び担い手の活躍の場づくり

<めざすべき姿>

困難を有する子ども・若者が安心して過ごすことができ、将来の夢を描くことを応援する拠点があり、それを支える人材がいる。

<取組みのポイント>

- ・包括的かつ段階的な支援のプログラムを組み立てるとともに、支援経過を見守る拠点となるワンストップ総合相談窓口の設置
- ・健全育成と支援育成の混在的な事業の実施を可能とする仕組みづくりについての検討
- ・主体的に自らのキャリアを切り拓いていけるよう成長を促す仕組みづくり
- ・専門性をもった支援者を育成するとともに、活躍できる仕組みづくり

令和元年度（2019年度）の主な取組み

○相談窓口機能の拡充（総合相談窓口化）

施策の柱②に記載

○若者を対象とした学習支援や居場所づくりの推進（主に仕組み作りに関する内容を記載）

子どもの居場所ネットワーク事業【こども政策課】

平成 28～30 年度（2016～2018 年度）の地域福祉モデル事業及び平成 30 年度（2018 年度）の地域資源調査・研究結果等をもとに、子ども食堂のみならず多様な子どもの居場所づくりの充実と、学校を核としたセーフティネットの構築を、公民協働で推進することを目的に試行実施しました。

令和元年度は、3 小学校区で居場所の立ち上げ、支援者向け講習会を 3 回、居場所関係者と行政が課題等を協議する市域レベルの会議を 2 回、2 か所の日常生活圏域で居場所関係者等の交流会を実施し、令和 2～6 年度（2020～2024 年度）までのロードマップを作成しました。

若者支援総合相談窓口（ひきこもり対策強化事業）【くらし支援課】

平成 30 年度（2018 年度）に若者支援相談窓口の機能拡大の一環として試行的に開始した、ひきこもり状態の若者に対する訪問支援や居場所事業は、令和元年度（2019 年度）更に機能拡充を図りました。

試行 2 年目となる居場所事業は引き続き毎週 1 回開催し、共同作業（軽作業、地域活動、菜園づくり）、ゲーム、クラフト製作などを通して、自己理解、他者理解、対人関係構築などの社会的スキルの育成とともに、グループ内の相互交流を通して集団内での安心感や自己肯定感の醸成を促し、外出意欲の定着、更には次のステップの社会参加に導く場としてのプログラム提供を継続しました。

令和元年度（2019 年度）は更に、集団参加への心理的距離が未だ遠い若者に向けて、個々の関心に合わせた手芸、パソコンなどの個別居場所プログラムの提供をスタートし、外出から集団参加に至るまでの間の支援メニューを強化しています。

居場所事業（集団）87 回 延べ 241 人（実人数 21 人）

居場所事業（個別）24 回 （実人数 6 人）



地域活動（ゴミ拾い）の様子



菜園づくりの様子

生きづらさを有する当事者会の立ち上げ支援【くらし支援課】

ひきこもり等の生きづらさを有する女性を対象とした当事者会「ひきこもり U X 女子会 in Osaka 6 都市」を大阪府及び府内の自治体と連携して実施し、府内 6 カ所で 221 人が参加しました。

また、当事者自らが企画運営を行い集える場の立ち上げを支援するため、当事者会の立ち上げに向けて話し合う交流会を 8 回実施し、延べ 61 名が参加しました。



○支援人材の育成と活躍できる仕組み作り

子ども・若者支援サポーター【くらし支援課】

これまで育成した人材が活躍できる仕組みとして、子ども・若者支援サポーター（ユースサポーター）制度を作りました。若者を取り巻く困難な状況を理解したうえで、豊中市子ども・若者支援協議会の構成機関及び市が実施する家庭訪問や外出同行、居場所づくりや学習支援等の事業に協力いただくものです。令和元年度は8人が新規登録しました。研修会には延べ7名が参加し、5人がサポーター活動を行いました。

第1期 サポーター

困難から抜け出せない子ども、若者に寄り添い、より良い未来へと導き出さるよう、お手伝い頂ける方を募集しています。

豊中市子ども・若者支援サポーター募集

サポーターとは？
豊中市子ども・若者支援サポーターとは、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を対象に市（豊中市子ども・若者支援協議会の構成機関を含む）が実施する事業の運営にご協力いただける方です。

資格は必要ですか？
資格は不要です。但し、市が主催する研修会への参加（年1回以上）が必要です。

年齢はありますか？
年齢層の状況によりますが、例えば、小・中学生向けの勉強のお手伝い、外出時の同行、キックボールやカードゲーム等を行うなどの全般的な活動を想定しています。

申込みからの流れ

ガイダンス	登録	活動依頼	活動協力
問い合わせ頂いた方へ、サポーター制度の説明を行います。	所定の申込書にて登録頂きます。後日、登録証を発行します。	能力を希望する事業実施団体から、運営ご依頼の連絡をします。	事業実施団体と連携し、活動内容の協力を要し、両者合意の上で活動に参加頂きます。

<問合せ先> 豊中市 市民協働課くらし支援課 若者支援担当
 TEL: 06-6858-6870 FAX: 06-6858-5095
 E-MAIL: wakamono@city.foyonaka.osaka.jp





研修会（グループワーク）の様子

施策の柱⑤ 非行や薬物乱用等の防止と自立・立ち直りの支援

<めざすべき姿>

虐待やDV、犯罪被害、薬物乱用、インターネットやSNSを通じた被害、薬物やゲームなどへの依存等を防ぐための取組みがなされている。また、万一被害を受けた場合には、相談・支援機関による適切な支援や治療を受けることができる。

<取組みのポイント>

- ・インターネットや携帯電話等の正しい利用方法、性や喫煙、薬物、虐待等に関する教育や広報啓発活動など依存や被害の未然防止の取組み
- ・非行、薬物乱用、虐待、DV、消費生活等について専門的な相談・支援機関やネットワークとの連携強化
- ・再発防止にむけて当事者の潜在的な成長力を活かすために当事者中心の自助グループ活動などへの支援や連携

令和元年度（2019年度）の主な取組み

○子ども・若者の犯罪被害等の未然防止に向けた教育機会の充実

○他の相談・支援機関やネットワークとの連携

若年層向け薬物乱用防止啓発事業【健康政策課】

平成29年度から継続して実施している同事業の一環として、啓発動画「高校生のリアルライフ～薬物乱用ダメ。ゼッタイ。

～」を制作しました。「悩みや不安を抱く若者の薬物乱用を思いとどまらせる」をコンセプトに大阪音楽大学の学生が企画・編集した動画には、箕面自由学園高校の吹奏楽部員とチアリーダー部員が出演し、将来の夢や今の悩み、薬物乱用に対する思いを語っています。



国際麻薬乱用撲滅デーの令和2年（2020年）6月26日（金）に合わせてYouTubeで動画を公開し、市ホームページにもリンクを掲載しました。

Ⅲ. 評価指標の実績について

指 標	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
出前講座等の参加者数(*1)	16,726 人	16,892 人	16,722 人	14,044 人
若者支援相談窓口への相談件数	52 件	83 件	105 件	122 件
本人(若者)に直接面談できた割合(*2)	48.1%	51.8%	48.6%	50.0%
他機関・支援ネットワークとの連携数	—	—	37 ケース (のべ 57 機関)	39 ケース (のべ 63 機関)
義務教育終了後の若者を対象とした学習支援の参加者数	—	—	10 人	24 人
就労支援を行った若者の人数(*3)	420 人	341 人	300 人	324 人
豊中市市民意識調査において「子どもや若者が地域の中で、いきいきと活動できている」と感じている市民の割合	—	36.8%	—	37.4%

*1 キャリア教育、健康教育、思春期教育、メンタルヘルス、消費者教育、防火・防災等に関する出前講座等の子ども・若者の参加者数

*2 若者支援相談窓口への相談者のうち本人(若者)と直接面談できた割合

*3 「くらし支援課(34歳未満の若年者)」及び「とよの若者サポートステーション」における支援人数(含む過年度相談)

IV. 令和元年度の総括について

若者支援総合相談窓口の新規相談件数については、122件（前年度105件）と増加しました。これは、ひきこもり当事者が関係した事件が連続して発生した影響のほか、関係機関からの紹介や、医療機関等、他の専門機関へ繋いだ過去の相談者が体調回復などの状況変化に伴い、次のステップに向けた再相談に訪れた件数の増加によるものです。引き続き相談者の心身の状況や環境の変化に応じて、支援プランや利用する支援機関を随時見直すなど、関係支援機関との連携を強化しながら、中長期の視点にたった支援全般のコーディネート機能の充実に取り組んでいます。

また、本人が来談できないケースが多いため、平成30年度（2018年度）から訪問支援や居場所事業を試行的に開始しました。その結果、本人に会えた件数は前年度の51人から55人に、割合は48.6%から50.0%に増加しました。居場所事業（集団）は延べ87回実施し、延べ241人（実人数21人）が参加しました。今年度新たに集団参加への心理的距離が未だ遠い若者に向けて、個々の関心に合わせた手芸、パソコンなどの個別居場所プログラム提供をスタートして外出から集団参加に至るまでの間の支援メニューを強化し、延べ24回（実参加人数6人）実施しました。

そのほか、高校生世代を対象とした学習支援や居場所事業、生きづらさを有する当事者活動団体と連携した交流の場づくり、地域の事業者と連携した就労支援の取組みなど、地域における若者の居場所の充実や就労をはじめとした社会参加の場の創出に取組みました。また、当事者活動の活性化を目的とした連続講座を実施し、当事者活動に関わっている人だけでなく、今まで関心はあったが活動に参加できていない人に対して当事者活動を知る機会を提供しました。

今後も引き続き、子ども・若者の健やかな成長と自立に向けて、若者、地域、当事者団体、事業者、関係支援機関との連携を深め、相談支援体制の充実だけでなく、子ども・若者を地域全体で支える仕組みづくりに取り組めます。

**豊中市若者自立支援計画
令和元年度（2019年度）事業報告書**

令和2年（2020年）10月

豊中市 市民協働部 くらし支援課 若者支援担当

〒560-0022 豊中市北桜塚2丁目2番1号

TEL: 06-6858-6870 FAX: 06-6858-5095